

『敵は新型コロナ』…心ひとつに協力・協働が必要不可欠ですが、健康・感染、経済的な悪化、雇用も進学・修学も不安でいっぱいです。

連日千人を超える感染者発生、重症者増加の下、東京・大阪・沖縄では営業短縮・休業を再要請。都知事は連日、記者会見です。東京世田谷区では毎日、検査数・陽性者数を公表し、「誰でも、いつでも、何度でも検査を」と大奮闘です。

県内では、市独自の検査体制を柏市は4月～、松戸市は5月～設置し、入院・療養・隔離施設の設置などに尽力。保健所にもさらなる情報開示を強く要請しています。千葉市では市長メッセージを市民へ連日発信し、県にも課題を次々要請しています。

ところが…

『市感染症対策本部』
1ヶ月以上未開催

『臨時市議会』未開催
(東葛地区で流山だけ)

『検査センター』未設置
(県西部で流山だけ)

『感染病床』未設置

国・県への要請
3ヶ月未実施

事業者への給付制度ナシ
(東葛地区で流山だけ)

医療・感染の専門家から
意見聴衆ナシ

「国会ひらけ！」 「市長は働け！」

あなたの声を広げてください！！

9回目となる党市議団申し入れ（7月31日）。
「『敵は新型コロナ』・・・ダケド、あまりに無策、
危機感なしは腹立たしい」（小田桐市議談）

新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に関する申し入れ
(第9回)

流山市長様

2020年 7月31日

日本共産党流山市議団

・同市委員会

【Ⅰ】医療提供体制の整備等について

ア、本市対策本部会議に医師会・検体採取の実施機関や入院施設を要した医療機関の代表者を招致し、専門的知見を活かした施策展開を図ること。

イ、検査体制の確立については、千葉県・松戸保健所の取り組みに依存するだけでなく、流山市として積極的検査戦略を打ち立てる必要がある。その為に、市独自の（仮称）PCR検査地域センターの早期開設、市内医療機関での発熱外来設置を促進すること。

ウ、感染「疑い」患者用病床及び一時療養施設を確保するため、経費の増額及び新たな予算付けを行うとともに、院内感染・施設内感染を防ぐため、医療・介護、障害福祉、保育、教育の関係者への定期的PCR検査の実施を保障すること。

エ、感染「疑い」患者収容に伴う他病床削減に対する経費負担や専属スタッフの確保等を民間医療機関任せにせず、市としても積極的に把握し、医療崩壊を招かないようあらゆる必要な手立てをとること。

オ、感染予防備品が枯渇する中、市からのマスク等物資提供が「貸与」という扱いは是正すること。

カ、高齢者施設などでの陽性者発生にそなえ、対策を充

実すること。

力、妊娠・出産・育児への感染予防（妊婦健診等へのタスクシール助成、任意のPCR検査費助成、消毒液等の支給）を徹底すること。

【Ⅱ】『3密』防止などの感染機会を削減・行動変容の徹底について

ア、市役所内の『3密』防止策を改めて実施するとともに、感染者への人権を擁護した職場運営を行うこと。

イ、小中学校は、20人程度の少人数学級を目指し、取り組むこと。

またサポート教員など現場教職員の増員、消毒・清掃を含めた担任サポートスタッフ等（1日4時間の臨時職員）を配置すること。

ウ、小学6年生及び中学3年生については、児童生徒の意見を踏まえ、『日帰り修学旅行』など学校・学級の思い出作りや人格形成に活かす取り組みへ支援を強めること。

その経費として、保護者積み立てが当初目的から異なることから、最大限返還し、実施しなかった教育予算を柔軟に活かすこと。

エ、一部再開した部活動などを含め、学校現場における行動変容を徹底すること。

オ、市の公共サービスにかかわる全職種全スタッフに対し、定期的に無償でPCR検査を補償すること。

【Ⅲ】地域経済の維持について

ア、社会福祉協議会が実施している『緊急小口資金貸付』の申請から支給までのタイムラグ（約2週間）をなくすため、松戸市のように市のつなぎ融資（立替払い）

を実施すること。

イ、市内事業者への支援について、総額でも、施策メニューでも、近隣市並みに引き上げ、市内経済の支援を図ること。

【Ⅳ】住民生活の維持について

ア、自宅療養となっている患者さんへの生活支援を創設すること。

イ、介護、保育、福祉、教育学童、「ミ」収集等へ、使い捨て手袋、消毒液など枯渇し始めている感染予防備品を支給すること。

また、本市では感謝状にとどめている一方、近隣市で実施している従事者への臨時手当を本市でも具体化し、従事者の支援を図ること。

ウ、学生応援給付金制度は、新型コロナウイルス禍の経済不況及び学生の生活実態を考慮し、後期授業料の減免や教科書代の確保等修学に必要な支援に活かすこと。

エ、4月28日以降生まれた新生児への給付金を支給すること。

【Ⅴ】その他

ア、臨時議会を開催し、市民の意見や要望をくみ取るあらゆる努力を行うこと。

イ、議会・市民との情報の共有・積極的発信を行うこと。

また、『市新型コロナウイルス対策条例』を広報に掲載し、市民等への周知徹底を図ること。

ウ、市民の不安を軽減し、さらなる感染拡大防止のため、地域ごとの感染状態がどうなっているのかの情報を、住民に開示すること。

少しでも詳細な情報（感染者数、検査数、陽性率や施設入所者数、自宅等の待機者数、治癒状況等）を公表できるよう、千葉県へ強く申し入れを行うこと。

エ、上記項目の実現のために関連がある事項は、国および県へ粘り強く要望すること。

※過去8回で申し入れている項目は、基本的に繰り返さず、新規および改めて強調すべき事項については再度記載しました。

